

平成30年度 幸手市保育所入所のおびき

<申込みの前に必ず読んでください>

幸手市内の保育所一覧

種別	名称	所在地 電話番号	開所時間 (延長保育含む)	対象年齢 定員
認可 保育所	公立	第一保育所 幸手市大字幸手 2265 42-2220	平日 AM7:30 ~ PM7:00 土曜日 AM7:30 ~ PM5:30	6か月~就学前 90人
		第二保育所 幸手市大字吉野 450-9 42-2555	平日 AM7:30 ~ PM7:00 土曜日 AM7:30 ~ PM5:30	6か月~就学前 120人
		第三保育所 幸手市大字円藤内 113 43-4731	平日 AM7:30 ~ PM7:00 土曜日 AM7:30 ~ PM5:30	6か月~就学前 90人
	私立	てんじん保育園 幸手市大字天神島 270-1 42-2412	平日 AM7:30 ~ PM6:30 土曜日 AM7:30 ~ PM5:00	6か月~就学前 70人
		幸手きららの杜 保育園 幸手市大字松石 495-3 48-5230	平日 AM7:30 ~ PM7:00 土曜日 AM7:30 ~ PM5:00	6か月~就学前 75人
小規模 保育	トット保育園 幸手市大字天神島 254-1 53-6287	平日 AM7:30 ~ PM6:30 土曜日 AM7:30 ~ PM5:00	6か月~2歳 18人	



お問い合わせ

幸手市 健康福祉部 子育て支援課

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手内）

〒340-0152 幸手市大字天神島 1030-1

電話番号 42-8454（子育て支援課直通）

42-8457（子育て総合窓口）

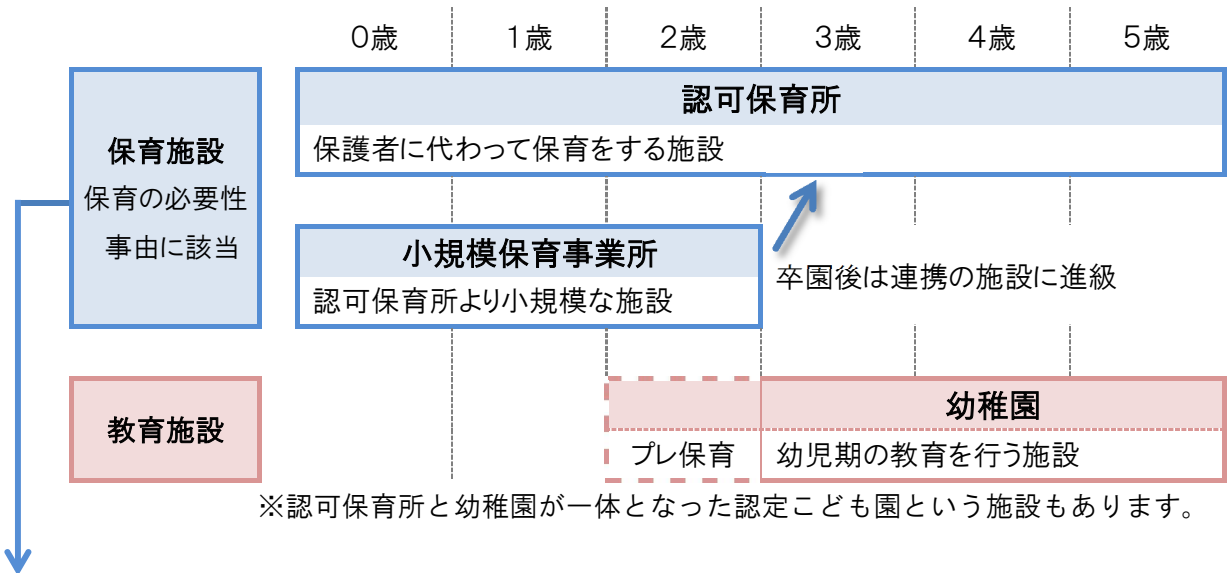
FAX 番号 42-2130

メール kosodate@city.satte.lg.jp

1 保育所と幼稚園の違い

保育所は、日中家庭において保育を受けることができない、保育の必要性事由に該当する子どもを預かる施設です。集団生活を覚えさせたいなどの理由で利用することはできません。

それに対し、幼稚園は小学校就学前の幼児教育を行う学校であり、入園にあたって保育の必要性の有無は問いません。



2 保育の必要性事由（家庭において保育を受けることができない理由）

保育所は以下に該当する場合に申し込むことができます。

事由	要件	最大の期間
1 就労	子どもの保護者が子どもと離れて家事以外の仕事をしている場合 (1か月 64 時間の労働時間が下限)	小学校就学前まで
2 育児休業	保護者が育児休業を取得する場合(現在入所中の子どものみ対象)	出産児の満1歳まで
3 求職活動	日常的に求職活動を行っている場合	入所後2か月
4 就学	大学、大学院、職業訓練学校に就学している場合 (習い事、カルチャースクールなどは不可)	卒業まで
5 妊娠・出産	保護者が妊娠、または出産後間もない場合	産前 6 週から産後 8 週まで
6 疾病・障害	保護者が疾病、負傷、心身に障害を有している場合	状況により判断
7 看護・介護	同居の家族に病気や、心身に障害のある人がいるため、保護者が常時、看護や介護にあっている場合	状況により判断
8 災害復旧	災害により、家屋等が破損したため、復旧にあっている場合	状況により判断
9 虐待	虐待やDVのおそれがある場合	状況により判断

4、6～9は具体的に事由に該当するか、事前にお問い合わせください。

3 支給認定について

申請書を提出していただくと、市から支給認定に関する通知書が送付されてきます。

保育所を利用する場合は2号認定または3号認定、幼稚園を利用する場合は1号認定となります。この認定は保育所等の利用資格を表すものですので、在園中は保管しておいてください。

4 保育の必要量の区分

保育の必要性がある場合、さらに保育の必要量（最大の預かり時間）を市が決定します。保育の必要量は、支給認定の通知書に書いてあります。

判定の基準は以下のとおりです。

保育標準時間	保育短時間
1か月の就労時間120時間以上の方。 保育短時間では、通勤、送迎が間に合わない方。	1か月の就労時間120時間未満の方。 通勤時間と就労時間が概ね1日8時間未満の方。 事由が育児休業、求職活動の方。
最長で1日11時間の保育時間	最長で1日8時間の保育時間

保護者の状況により、個別的に判断するケースがあります。

上記の保育時間は最長の時間です。実際の保育時間は、この範囲で保育所と相談して決定していただきます。

また、勤務先の変更等状況が変わった場合、保育必要量を変更することができます。

5 保育所入所申込みの手順

1 施設を見学してください

入所を希望する保育所（園）については、必ず施設の見学会に参加し、説明を受けてください。第1希望の保育所は必ず見学してください。

入所を希望する児童と保育士の面接も行います。

第2希望以降の保育所の見学は必須ではありませんが、できる限り見学してください。

2 申請書を提出してください

申請書類は、下記期限内に子育て総合窓口へ提出してください。書類が不足していると、受付けることはできません。

申請書類は「保育所入所手続き 提出書類一覧」をご覧ください。保護者、子どもと同居している65歳以下の親族全員の分が必要となります。

申込書類の提出期限

○平成30年4月1日入所

日時 平成29年12月11日(月)～16日(土)

※12月16日(土)は大変込み合うため、書類の受付のみとなります。相談やお問い合わせは、事前をお願いします。

○年度途中の入所（各月1日付け）

平成30年度の入所申請締切日

入所日	提出期限	入所日	提出期限
4月1日	平成29年12月16日	10月1日	平成30年9月10日
5月1日	平成30年4月10日	11月1日	10月9日
6月1日	5月10日	12月1日	11月10日
7月1日	6月8日	1月1日	12月10日
8月1日	7月10日	2月1日	平成31年1月10日
9月1日	8月10日	3月1日	2月8日

育児休業から復帰する場合で、復帰の予定日が1日～15日までの場合、ならし保育の期間を踏まえて、復帰日の前月1日から入所することができます。

3 入所審査を行います

提出された申請書を元に入所を審査します。

審査は保護者の保育の必要性（就労時間など）、育児休業からの復帰や家族構成やひとり親世帯、生活保護世帯などの優先理由を点数化して行います。

申請書の提出順ではありません。また、見学に行った数が審査結果に影響することはありません。

保育の必要度が高い方から入所を決定します。

4 審査結果をお送りします

4月1日入所については郵送で2月下旬まで、年度途中の入所については審査後速やかに電話または郵送で結果を連絡します。併せて支給認定に関する通知書をお送りします。

○保育所（園）が内定した場合

「施設利用内定通知書」と説明会のお知らせをお送りします。（年度途中の入所の場合、施設から説明会の連絡があります。）

○保育所（園）が内定しなかった場合（入所保留）

保育所に入れない場合、「保育所入所保留通知書」をお送りします。平成31年2月入所までは継続審査します。審査を希望しなくなった場合はご連絡をください。

入所が可能となりましたら、電話でご連絡します。勤務状況が変わった場合は子育て支援課まで連絡してください。

5 保育所と利用契約（内定者のみ）

保育所（園）で説明を受け、利用契約に同意していただくと入所決定となります。後日、「利用契約決定通知書」をお送りします。保育料はこの通知書に記載してあります。

6 入所してから

以下の場合、届出が必要となります。子育て支援課、または保育所にお申し出ください。

- ① 保護者や児童の住所変更（事前に連絡が必要）
- ② 保護者の離婚や再婚
- ③ 保護者の勤務状況の変更、退職・休職（勤務地、勤務日数、勤務時間）
- ④ 保育所の入所理由の変更（就労→求職活動など）
- ⑤ 母の妊娠、産前産後休暇・育児休業の取得
- ⑥ 市民税の修正申告

平成30年度保育所（園）のクラス構成

	子どもの生年月日
5歳児クラス	平成24年4月2日～平成25年4月1日
4歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日
3歳児クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日
2歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日
1歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日
0歳児クラス	平成29年4月2日～

（4月1日時点の年齢）